

平成31年4月26日  
文部科学省事務次官決定

## 出土地域が明らかなアイヌ遺骨等の返還手続等に関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の出土地域への返還等の手続について（通知）（閣副第339号、31文科振第64号、国北総第16号）（平成31年4月26日）」及び「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン（平成30年12月）」を踏まえ、慰靈施設への集約前に、大学の保管しているアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）の出土地域への返還（以下「地域返還」という。）に係る手続の詳細に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (情報の周知)

第2条 文部科学省は、大学の保管しているアイヌ遺骨等であって発掘・発見された出土地域が記録等から明らかであるもの（個人が特定されたものを含む。また、係争中のものを除く。）（以下「出土地域特定遺骨等」という。）について、発掘・発見された時期及び場所（市町村単位）、性別、推定年齢、その他参考事項に関する情報をホームページにより周知することとする。

2 前項の周知にあたっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて当該情報の周知等について協力を求めるものとする。

3 慰靈施設への集約における個人が特定されたアイヌ遺骨等の祭祀承継者への返還手続は、関係大学に対して申請されるものであることから、関係大学は、個人が特定されたアイヌ遺骨等の情報を引き続き周知することとする。

### (返還の申請)

第3条 出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者（以下「申請団体」という。）は、受付窓口である文部科学省に対し、別紙様式第1号により出土地域特定遺骨等返還申請書（以下「返還申請書」という。）を提出するとともに、次に掲げる書類を提出するものとする。この場合において、返還申請書に形式上の不備があるとき、文部科学省は申請団体に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。なお、提出方法については、申請団体の利便性を考慮し、郵送、電子メール、FAX、窓口における直接の受付けなど多様な方法で行うことができるものとする。

- 一 返還申請書に記載されている申請団体の申請代表者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書又は健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証等であって、申請代表者が本人であることを確認するに足りるもの
- 二 一に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出することができない場合にあっては、当該申請代表者が本人であることを確認するため文部科学省が適当と認める書類
- 三 申請団体の構成員が、返還を求める出土地域特定遺骨等の出土地に居住するアイヌであること又は縁のあるアイヌであることを証明するための書類（例えば、原戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍謄本等）（少なくとも1名分）
- 四 返還を求める出土地域特定遺骨等の納骨又は埋葬の予定地（慰霊施設、納骨堂、墓地等）を示す書類
- 五 その他、申請団体が出土地域特定遺骨等の地域返還対象団体であることを確認するため文部科学省が適当又は必要と認める書類

- 2 前項の申請は、前条第1項の情報の周知の後、6か月以内に行うこととする。
- 3 第1項の申請がなされた後、個人が特定された遺骨について、祭祀承継者からの申請が大学に対して行われた場合、当該出土地域特定遺骨等の地域返還に係る申請手続は留保することとし、文部科学省は、別紙様式第2号により第1項の申請団体に通知するものとする。なお、祭祀承継者と認められなかった場合には、当該地域返還に係る申請手続を再開することとし、祭祀承継者と認められた場合には、別紙様式第3号により第1項の申請団体に通知するものとする。

#### （地域返還対象団体の確認）

- 第4条 文部科学省は、前条第1項により申請団体から提出のあった返還申請書等について、次の各号の内容に照らし、申請団体が地域返還対象団体として適切な者であるか確認を行うこととする。
- 一 申請団体における構成員の氏名及び住所（出土地域に居住していないアイヌの構成員については、出土地との縁）
  - 二 地域返還を求める出土地域特定遺骨等
  - 三 地域返還後の祭祀供養方法（納骨又は埋葬の予定地（慰霊施設、納骨堂、墓地等）及びその確保の状況、火葬予定の有無、祭祀供養の予定等）

(第三者委員会への意見聴取)

第5条 文部科学省は、前条の確認を行うときは、客觀性・中立性を確保する觀点から、文部科学省が設置する「大学が保管するアイヌ遺骨の適切な返還に関する第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)に、意見を聴くものとする。

2 前項に規定する第三者委員会に申請団体の構成員に係る個人情報を提供する場合は、申請団体の同意を得たうえで、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正な取扱いを確保するものとする。

(確認結果の周知及び反対意見等の受付)

第6条 文部科学省は、第三者委員会の意見を聴いた上で、申請団体が地域返還対象団体として適切な者であると確認した場合は、別紙様式第4号により申請団体に、別紙様式第5号により当該出土地域特定遺骨等を保管する関係大学に、それぞれその旨を通知するとともに、次の各号の内容をホームページで周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付けるものとする。

- 一 当該出土地域特定遺骨等について地域返還対象団体となり得る申請団体が存在すること
  - 二 当該出土地域特定遺骨等の地域返還に対して反対意見等を受け付ける期間
- 2 前項の反対意見等を受け付ける期間は、前項の情報の周知から3か月経過した日又は第2条の情報の周知から6か月経過した日のうちいずれか遅い方の日とする。
- 3 第1項の周知にあたっては、関係する地方自治体及び法人に対して、必要に応じて当該情報の周知等について協力を求めるものとする。
- 4 申請団体が地域返還対象団体として適切な者であると確認できなかった場合、文部科学省は、別紙様式第6号により当該出土地域特定遺骨等を保管する関係大学に通知した上で、別紙様式第7号により文部科学省及び関係大学として申請団体にその旨を通知するものとする。

(確認結果の周知後における反対意見等の対応)

第7条 反対意見等の提出は、別紙様式第8号により行うものとする。反対意見等があった場合、文部科学省は、別紙様式第9号により当該出土地域特定遺骨等を保管する関係大学に通知した上で、別紙様式第10号により文部科学省及び関係大学として申請団体にその旨を通知するものとする。その際、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請団体等に対し、当事者間における話合い及びその結果の報告を求めるものとし、申請者等から文部科学省に対して当該話合いの結果について報告があった場合には、別紙

様式第11号により関係大学にその旨を通知する。

- 2 前項による話合いの結果、申請団体以外の者が地域返還を申請することとなり、第4条により地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合は、原則として、再度の反対意見等の受け付けは行わないものとする。

(確認結果の周知前に複数の申請があった場合の対応)

第8条 前二条の確認結果の周知前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の者から申請があった場合、文部科学省は、当該複数の申請団体に対して、第4条及び第5条の手続を行い、この結果、地域返還対象団体として適切な者であると確認することができた場合は、前二条に準じて別紙様式第4号により当該複数の申請団体に、別紙様式第5号により当該出土地域特定遺骨等を保管する関係大学に、それぞれその旨を通知するとともに、地域返還の申請があった旨をホームページで周知し3か月経過した日又は第2条の情報の周知から6か月経過した日のうちいづれか遅い方の日まで、当該申請に係る反対意見等を受け付けるものとする。

- 2 前項の通知に併せて、前条に準じて、複数の申請があった旨を別紙様式第12号により文部科学省及び関係大学として当該複数の申請団体に通知するとともに、当該複数の申請団体に対し、当事者間における話合い及びその結果の報告を求めるものとし、当該複数の申請団体から文部科学省に対して当該話合いの結果について報告があった場合には、別紙様式第13号により関係大学にその旨を通知する。
- 3 前項の話合いの間に反対意見等が提出された場合は、当該反対意見等の提出者も前項の話合いに加わるものとする。

(地域返還)

第9条 文部科学省は、第4条から前条までの手続により、地域返還対象団体を特定した場合は、別紙様式第14号により申請団体に、別紙様式第15号により地域返還の申請のあった関係大学に、それぞれその旨を通知する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、出土地域特定遺骨等の返還手続等に関し必要な事項は、文部科学省が定める。

## 附 則

この要項は、平成31年4月26日から施行する。